

住民監査請求および監査結果の概要

行政財産使用料に係る損害賠償等を求める住民監査請求について

請求日 令和3年2月19日

結果通知日 令和3年4月13日

請求人の主張

(一財)青年会館は、主としてホテル・宿泊業を営んでおり、また、会館の利用状況からして青年活動の拠点という目的は達成されておらず、減免基準(県の施策を補完・代行する場合)に該当しない。減免は、公益目的の事業相当分10%の減免が適正。よって、現在行われている使用料減免は違法。

既に支払われた令和2年度分の使用料と適正な使用料との差額分を知事に損害賠償請求すること、および、令和3年度分の使用料減額処分を取り消して適正な使用料を徴収することを求める。

監査結果

⇒ 本件請求は棄却する。

使用料の減免をどう決定するかは知事に裁量が認められている。

減免について、行政内部の基準として減免基準を定めて判断しているが、今回適用された減免基準の内容が合理性を欠いているとは認められない。

本件減免は、基準どおりに決定されていると確認でき、今回の減免の決定は裁量の範囲内だと判断した。